

建設リサイクル法 11 条通知電子化試行要領

(目的)

建設リサイクル法の施行により、一定の規模以上の工事で、かつ特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）を搬入もしくは搬出する工事については、建設リサイクル法の 11 条に基づく通知が必要となっているが、法に基づく通知の徹底、通知事務の簡素化を図るため、本要領を定めるものである。

(対象工事)

コブリス・プラスのユーザーである国、地方公共団体が発注する工事で、建設リサイクル法の 11 条に基づく通知が必要な工事を対象とする。

(確認方法)

1. 受注者

・受注者は、コブリス・プラスに必要事項を入力、エラーチェックを行った後、発注者へシステムからのメールで報告を行うものとする。

2. 発注者

・メールを受信した発注者は、コブリス・プラス又は施工計画書に添付された「再生資源利用計画書」の内容を確認し、問題がなければ所属に割り当てられた ID、パスワードによりコブリス・プラスを立ち上げ、コブリス・プラスシステムからのメールで 11 条通知受理者（別紙 1）に通知を行う。

3. 受理者

・発注者から 11 条通知のメールを受理した後、「再生資源利用計画書」を添付して管轄する保健福祉事務所（別紙 2）へ転送を行う。
・情報提供の依頼があった場合は、関係機関（別紙 2）へ「再生資源利用計画書」の送付を行う。

(特記仕様書への明記)

特記仕様書において、コブリス・プラスの入力、報告等について追記を行う。

特記仕様書記載例

公共工事建設副産物（建設発生土）特記仕様書（追記）

※再生資源利用計画書及び実施書はコブリス・プラスで入力すること。

※建設リサイクル法に基づく通知が必要な工事については、計画書を入力した後、コブリス・プラスシステムからのメールで入力完了の報告を行うこと。なお、詳細については、県 HP「建設リサイクル法に基づく 11 条通知の電子化試行について」を参照すること。

(適用時期)

平成 31 年 3 月 8 日以降に当初契約を行う工事から適用する。

令和 8 年 4 月 1 日以降に当初契約を行う工事から適用する。

(別紙 1)

建設リサイクル法 11 条通知受理用メールアドレス一覧表

事務所名	(担当課)	メールアドレス
佐賀土木事務所	建築 (建築課)	sagakenchiku11@pref.saga.lg.jp
〃	土木 (管理課)	sagakanri11@pref.saga.lg.jp
東部土木事務所	建築 (建築課)	toubu11kenchiku@pref.saga.lg.jp
〃	土木 (管理課)	toubu11kanri@pref.saga.lg.jp
唐津土木事務所	土木・建築 (管理課)	karatsudoboku11@pref.saga.lg.jp
伊万里土木事務所	土木・建築 (管理課)	imari11@pref.saga.lg.jp
杵藤土木事務所	建築 (建築課)	kitou11kenchiku@pref.saga.lg.jp
〃	土木 (管理課)	kitou11kanri@pref.saga.lg.jp
佐賀市	土木・建築 (建築指導課)	kenchikushido@city.saga.lg.jp

建設リサイクル法11条通知情報共有用メールアドレス一覧表

所属名	(担当課)	共有内容	メールアドレス
循環型社会推進課	3R担当	依頼があった場合	junkangatasyakai@pref.saga.lg.jp
佐賀労働局	労働基準部 健康安全課	依頼があった場合	kenkouanzenka-sagakyoku@mhlw.go.jp
佐賀中部保健福祉 事務所	環境保全課	通知全て	chuubuhokenfukushi@pref.saga.lg.jp
鳥栖保健福祉 事務所	〃	〃	tosuhokenfukushi@pref.saga.lg.jp
唐津保健福祉 事務所	〃	〃	karatsuhokenfukushi@pref.saga.lg.jp
伊万里保健福祉 事務所	〃	〃	imarihokenfukushi@pref.saga.lg.jp
杵藤保健福祉 事務所	〃	〃	kitouhokenfukushi@pref.saga.lg.jp